

国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第4号に定める事項のうち評議会が必要と認める事項については、組織運営規則第4条第2項及び第5条第1項に定める大学院及び学部の教授会、<u>同規則第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設並びに同規則第9条第1項に定める機構の運営委員会に委任することができる。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 農学研究院長、工学研究院長、グローバルイノベーション研究院長、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、<u>連合農学研究科長、図書館長、大学教育センター長</u>及び先端産学連携研究推進センター長</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第4号に定める事項のうち評議会が必要と認める事項については、組織運営規則第4条第2項及び第5条第1項に定める大学院及び学部の教授会、<u>組織運営規則第5条の2第1項、第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設並びに組織運営規則第9条第1項に定める機構の運営委員会に委任することができる。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 農学研究院長、工学研究院長、グローバルイノベーション研究院長、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、<u>連合農学研究科長、グローバル教育院長、図書館長</u>及び先端産学連携研究推進センター長</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	

附 則(平成30年4月1日教規則第5号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。